

資料2 民間委託の制度概要

国管理空港の経営改革等について

2013年10月21日
国土交通省航空局

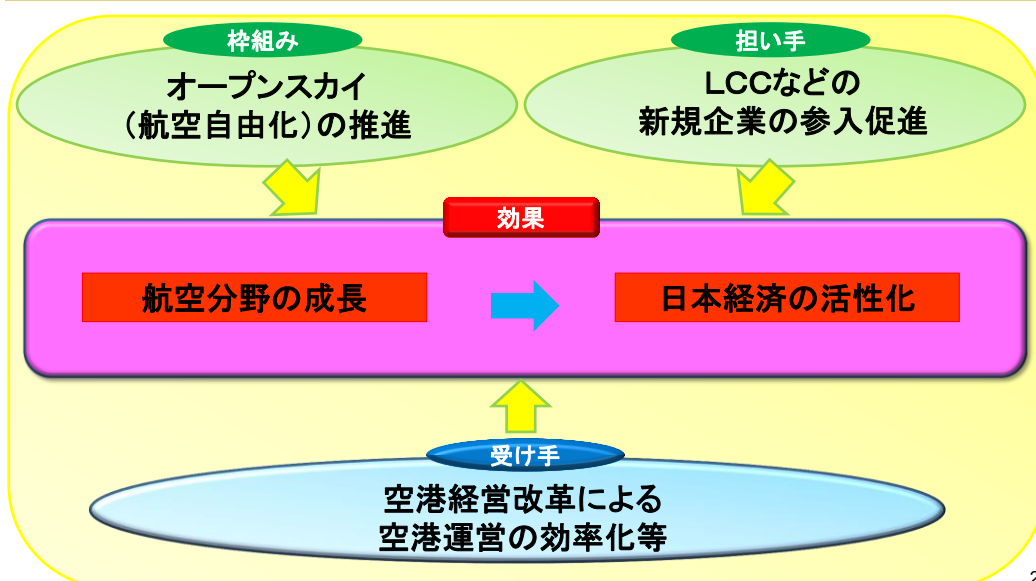


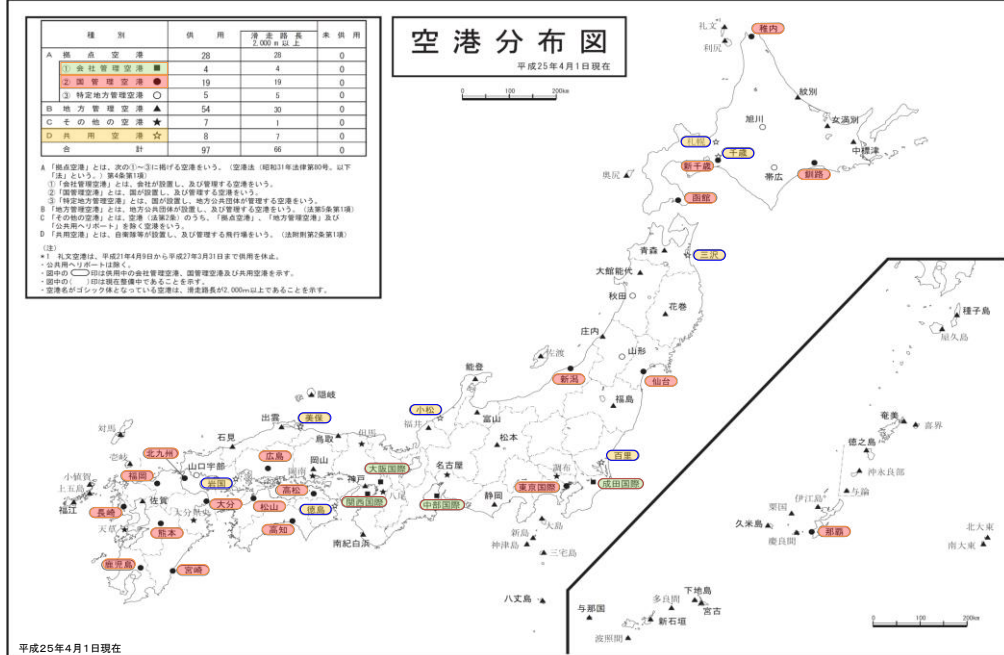
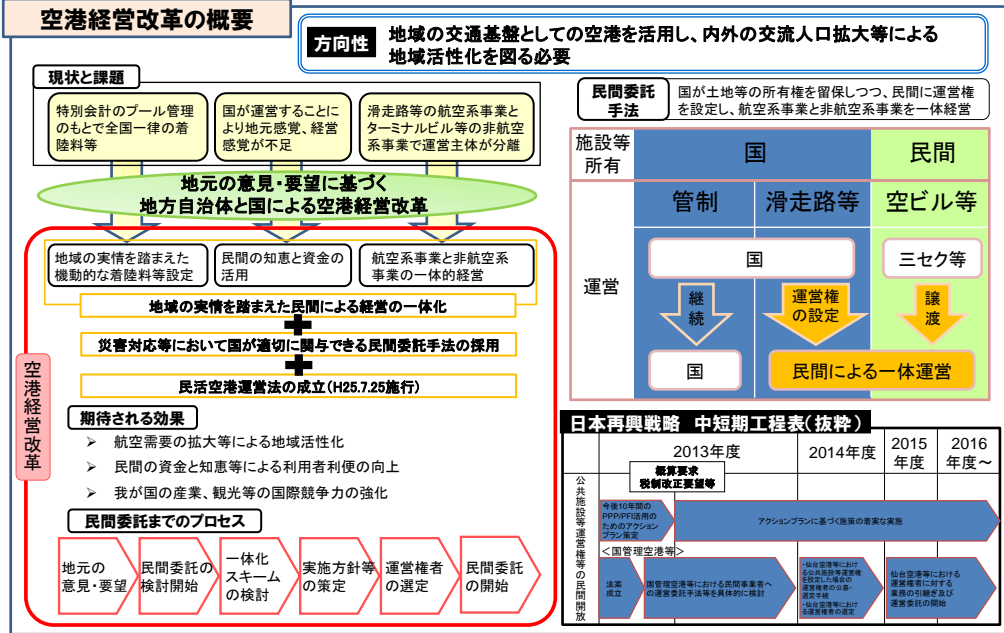
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国全体の航空・空港政策の方向性 ～三位一体の取組み



首都圏空港（羽田・成田）の発着枠の増加を背景に、三位一体の取組





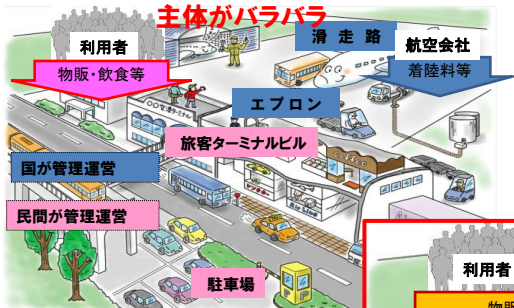
空港経営改革の対象空港(国管理28空港)

	空港会社管理	国管理	地方自治体管理
拠点空港(28) (国や空港会社が設置する拠点空港)	成田、関空・伊丹、中部(計4空港)	羽田、新千歳、稚内、釧路、函館、仙台、新潟、広島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇(計19空港)	旭川、帯広、秋田、山形、山口宇部(計5空港)
地方管理空港(54) (地方自治体が設置する重要な空港)			中標津、紋別、女満別、青森、大館能代、花巻、庄内、福島、静岡、富山、能登、福井、松本、神戸、南紀白浜、鳥取、出雲、石見、岡山、佐賀(計20空港) <離島空港> 利尻、礼文、奥尻、大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、佐渡、隠岐、対馬、小値賀、福江、上五島、奄岐、種子島、屋久島、奄美、喜界、徳之島、沖永良部、与論、粟国、久米島、慶良間、南大東、北大東、伊江島、宮古、下地島、多良間、新石垣、波照間、与那国(計34空港)
その他の空港(15) (自衛隊等との共用空港、コミュニター空港等)		札幌、千歳、百里、小松、美保、徳島、三沢、八尾、岩国(計9空港)	調布、名古屋、但馬、岡南、大分県央、天草(計6空港)
合計(97)	4	28	65

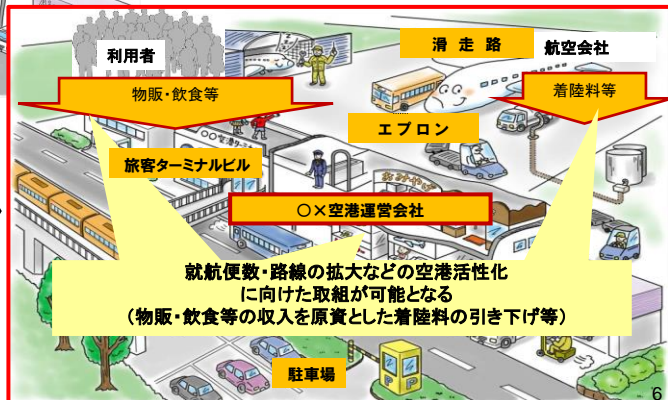
※ 地方管理空港等についても、公共施設等運営権の活用が可能となるよう法制上措置。

国管理空港の経営一体化

我が国の国管理空港は、各施設の運営主体がバラバラ



経営一体化とそのメリット



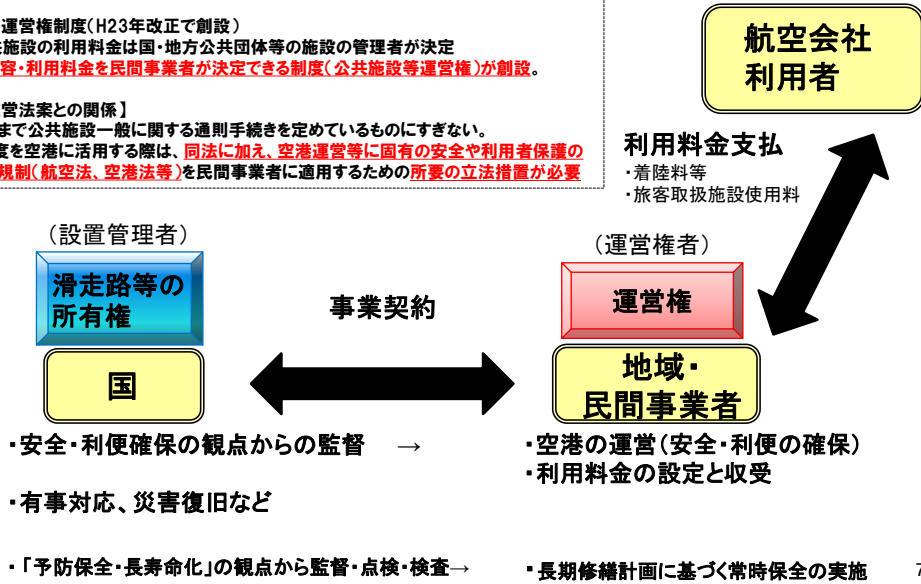
【PFI法(平成11年法律第117号)の概要】

・対象施設
空港を含む幅広い公共施設等が対象。

・公共施設等運営権制度(H23年改正で創設)
 従来は、公共施設の利用料金は国・地方公共団体等の施設の管理者が決定
 ⇒サービス内容・利用料金を民間事業者が決定できる制度(公共施設等運営権)が創設。

【民活空港運営法案との関係】

・PFI法はあくまで公共施設一般に関する通則手続きを定めているものにすぎない。
 ⇒運営権制度を空港に活用する際は、**同法に加え、空港運営等に固有の安全や利用者保護の観点からの規制(航空法、空港法等)を民間事業者に適用するための所要の立法措置が必要**



様々な空港管理形態

様々な空港管理形態の一つの選択肢として、PFI法の運営権制度(既存の制度)を活用

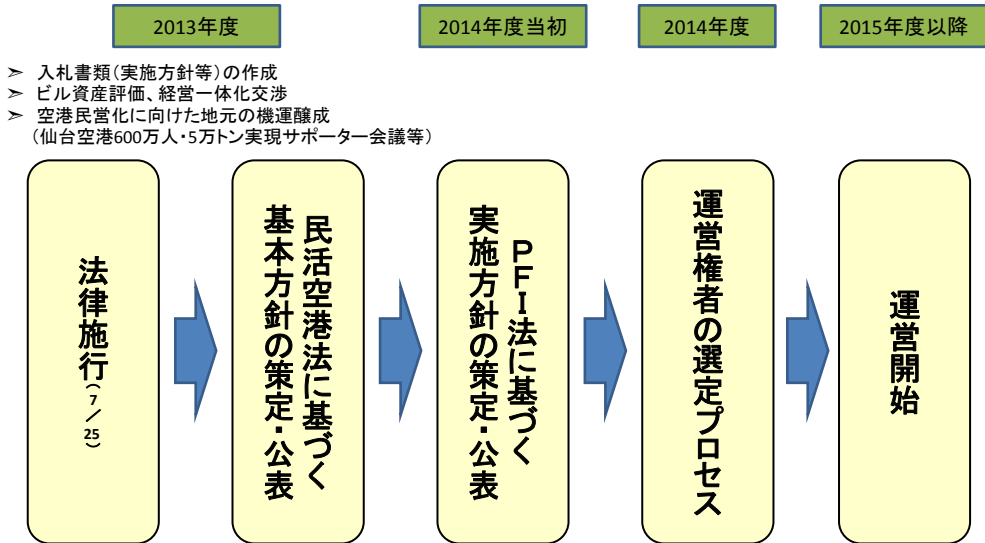
国の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・国が設置管理者として施設を所有し運営
独立行政法人化	<ul style="list-style-type: none"> ・空港毎に独立行政法人を設立、施設を所有し、運営
保守管理等の一部の業務のみの委託(指定管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ・保守管理等の一部の業務のみを民間に委託 ・国が着陸料を設定し収受し、運営主体に委託料を支払い
民間委託(運営権の設定)	<ul style="list-style-type: none"> ・国が施設を所有し、民間に運営を委託 ・運営主体が着陸料を設定・収受し、国に運営の対価を支払い
民営化(株式を国が所有)	<ul style="list-style-type: none"> ・空港毎に株式会社(設置管理者)を設立
民営化(株式を民間が所有)	<ul style="list-style-type: none"> ・会社が施設を所有し、着陸料を設定・収受

空港経営改革に関する各地の動き



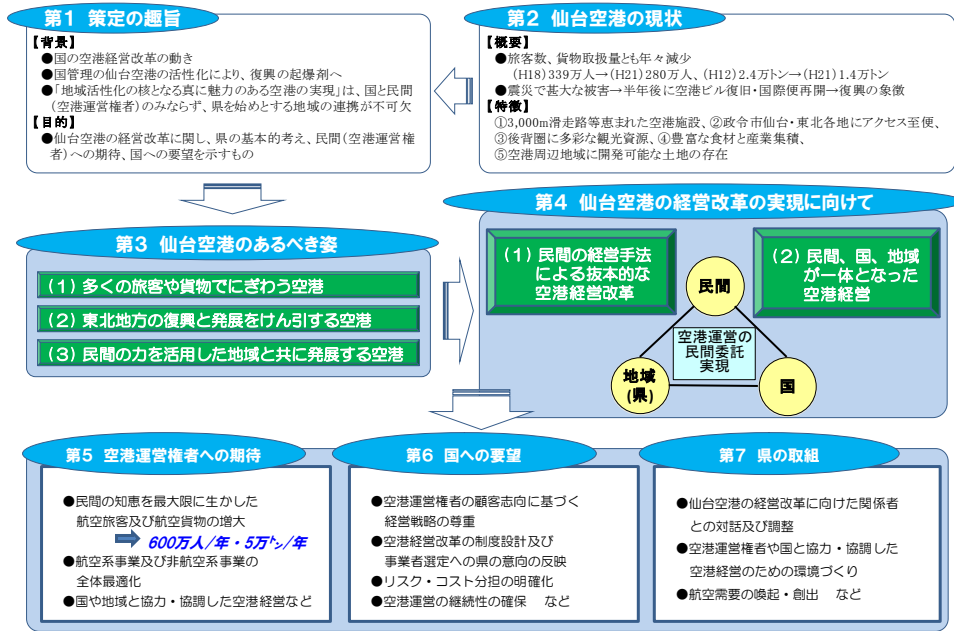
空港経営改革に向けた進捗状況

○仙台空港



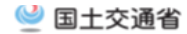
※ 高松空港、広島空港についても、運営委託の実現に向けて地元と調整中

仙台空港の経営改革に関する宮城県基本方針の概要



11

仙台空港の活性化に向けた宮城県の取組み



(仮称) 仙台空港 600万人・5万³トン実現サポーター会議(案)

仙台空港旅客数・貨物取扱量倍増実現宣言(案)
 ~600万人/年、5万³トン/年を目指して~

平成 25 年 2 月 12 日
 宮城県

「仙台空港等活性化検討会・臨空地域等活性化検討会」は、昨年 2 月、民間の知恵及び資金の活用による仙台空港等のより良いあり方や、臨空地域等における民間投資を活用した観光振興策や物流機能の強化に関する情報・意見交換、検討等を行うことを目的に設置されました。

これまで、この検討会メンバーが自主的に仙台空港等の活性化・国際物流の拠点化・周辺開発について研究会を立ち上げ、その検討結果を報告してきたほか、これらの検討結果等を踏まえて県では「みやぎ国際ビジネス・観光拠点化プラン」や「仙台空港の経営改革に関する宮城県基本方針」を策定しました。

こうした仙台空港やその周辺地域の活性化に向けた取組が進められてきたなか、東日本大震災で大きく被災した仙台空港は、今年の夏のダイヤにおいて国内線が開港以来最多になるほどまでに復旧してきています。

今後、仙台空港等の民間運営委託を通じ、仙台空港の旅客数及び貨物取扱量を過去のピーク時の 2 倍にあたる年 600 万人・5 万³トンという高い目標に向かって取り組んでいくことは、更なる仙台空港の活性化、地域経済や東北全体の活性化につながるものであり、復興のシンボルとして、この目標を一日も早く実現することが大変重要であります。

このことから、我々は、「仙台空港の旅客数・貨物取扱量の倍増を実現させよう」を合言葉に、官民が一体となって、旅客数年 600 万人、貨物取扱量年 5 万³トンの実現に向けて自発的に取り組んでいくことをここに宣言いたします。

平成 25 年 2 月 12 日
 仙台空港等活性化検討会・臨空地域等活性化検討会

1 背景

「仙台空港等活性化検討会・臨空地域等活性化検討会（以下「検討会」という。）は、昨年 2 月、民間の知恵及び資金の活用による仙台空港等のより良いあり方や、臨空地域等における民間投資を活用した観光振興策や物流機能の強化に関する情報の発信と共有・意見交換、検討等を行うことを目的に設置された。

これまで、民間事業者が自主的に仙台空港等の活性化、国際物流の拠点化、周辺開発について研究会を立ち上げ、その検討結果を報告してきたほか、これらの検討結果等を踏まえ、県では「みやぎ国際ビジネス・観光拠点化プラン」や「仙台空港の経営改革に関する宮城県基本方針（以下「基本方針」という。）を策定した。

そのため、検討会の当初の目的は概ね達成され、今後は、基本方針で掲げた、仙台空港の将来の旅客数年 600 万人、貨物取扱量年 5 万³トンという倍増目標の実現に向けて、官民あわせて具体的に取り組んでいくことが重要となっている。

2 設置目的

仙台空港の民間運営委託に向けた地元の機運醸成と仙台空港の旅客・貨物倍増の実現に向けた取組等について情報発信・共有することを目的に「(仮称) 仙台空港 600 万人・5 万³トン実現サポーター会議」を設置するもの。

3 構成メンバー

会議は、国、県、関係市町村のほか、仙台空港の将来の旅客数 600 万人・貨物取扱量 5 万³トンの実現につながる取組を行っている又は行おうとする企業・団体等で構成。

4 会議内容

会議では、構成メンバーの取組状況、国の空港経営改革の動向及び先進事例等の報告等を行う。

5 事務局

宮城県

6 今後の予定

第 1 回目は、国の空港民間化法案の成立が見込まれる 6 月頃の開催を予定。

12